三　保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四　一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。 五　保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。 六　保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。	
	3　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保 サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。
	備考 一　上欄２一の項下欄第四号、上欄２三ハの項下欄第四号及び上欄２四二の項下欄第四号に掲げる本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定高度保安実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定高度保安実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。 二　特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定高度保安実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄２四イの項目については適用しないものとする。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第三十七及び様式第三十八中「第77条、第78条関係」を「第77条、第78条、第80条、第92条の７の14関係」に、様式第三十九及び様式第四十中「第78条関係」を「第78条、第80条、第92条の７の14関係」に、様式第四十一及び様式第四十二中「第79条関係」を「第79条、第80条、第92条の７の14関係」に改め、様式第五十四の七の次に次の八様式を加える。